△▼札幌医科大学　附属産学・地域連携センターメールマガジン△▼

■第１３号■　２００９年１月１６日発行
http://web.sapmed.ac.jp/ircc/index.html

　明けましておめでとうございます。メールマガジン第１３号をお届けします。本号では年末に開催された知財講義の内容や、科研費の応募状況、ならびに知的財産に関する所長からのメッセージを掲載しております。

▲目次▼

１．知財講義から
２．科研費の応募状況について
３．所長から（３）

◆本メールマガジンは学内教職員ならびに希望者の方に配信しております◆

１．　知財講義から

日時：１１月２８日（金）１８：００～１９：３０
場所：基礎医学研究棟５階会議室
講師：東京医科歯科大学 知的財産本部　特任助教　飯田　香緒里　氏
内容：研究成果有体物とＭＴＡ

　研究で得られた遺伝子、微生物やウィルス株、抗体、実験動物、材料等の研究成果有体物を他大学や企業等他機関とやりとりする際にはMTA (Material Transfer Agreement)を締結し、試料を提供する際には第三者への無断譲渡の禁止など、研究成果の保護が必要です。また、他大学、他機関から試料の提供を受ける場合にも、MTAを締結することが求められております。本講義では研究成果有体物とMTAについて、先進的取り組みを進めている東京医科歯科大学から飯田先生をお迎えし、MTAのポイント等についてご講義頂きました。センターは本学のMTA締結の窓口となっておりますので、研究成果有体物を提供する際、また提供を受ける際にはお気軽にご相談ください。

日時：１２月５日（金）１８：００～１９：３０
場所：基礎医学研究棟５階会議室
講師：(株）ジャパン・ティッシュエンジニアリング（J-TEC)研究開発部　軟骨クラスター　プロダクトマネージャー
菅原　桂　氏
内容：自家培養軟骨の製品化　－科学と技術と法規制－

　日本で最初のヒト細胞を用いた再生医療製品を開発したベンチャー企業であるジャパン・ティッシュエンジニアリング（J-TEC）から研究開発部の菅原先生をお迎えし、同社の製品の一つである、自家培養軟骨の開発から製品化について、科学技術、知財、法規制の視点からお話しして頂きました。特に、再生医療に取り組むベンチャー企業の知財戦略については、豊富な具体例が示され、参加した大学院生、研究者や我々センターのメンバーも学ぶところの多い内容でした。

何れの講義も下記のサイトからe-learningで配信しております。

http://web.sapmed.ac.jp/chizai/chizaigp/jukou.html

閲覧にはログインが必要ですが、アカウントや不具合等は知財室（内２１０７，２１０８　chizai@sapmed.ac.jp）までご連絡ください。

今年度の知財講義は後一回を残すのみとなりました。今年度最後の知財講義の内容等につきましては改めてお知らせ致します。

２．　科研費応募状況について

本年度、産学部門で受け付けた文部科学省科学研究費補助金（科研費）は総計３１０件となりました。締め切り遵守等、スムーズな申請手続きにご協力頂きありがとうございました。

３．所長から　（３）

　前号では産学連携部門について説明しました。今回は、知的財産管理室（知財室）の仕事について説明したいと思います。

　知財と云えば、特許のことかと思われる方が多いと思います。特許は研究成果で儲けようと考えているヒトの話で「自分とは関係ない」と思われていないでしょうか。知的財産（知財）は、研究者・教育者にとって極めて身近な問題です。
　著作権(copyright)は、知財の一つで研究者ならば誰しも一つは持っているまたは関係しているはずです。著作権は創作物に伴って生じるモノですから「論

文」がそれに相当します。多くの出版社はその copyright の権利を出版社に帰属させる契約書を提出することを論文の掲載条件にしています。 Copyright Transfer Agreement にサインした経験がありませんか。自分が責任著者の論文であっても掲載されている図表を使う場合には出版社の許可が必要です。もちろん例外があり、学内の講義やセミナー、学会発表等アカデミックな目的で本人が使用する場合には許可を必要としませんが、自分の書く総説で同じ図表を使ったりする場合でも許可が必要です。自分のホームページに図表を貼り付ける場合でも注意が必要です。論文（PDF）をリンクするときは、出版社のホームページの相当箇所を参照して確認してから行うのが安全です。特に web サイト"SHERP-RoMEO"は参考になります。詳しくは下記サイトをご参照ください。

http://www.sherpa.ac.uk/romeo/

商業目的のパンフレット（例えば、製薬企業のモノなど）に載せる場合などはお金を払わなければならない場合もあります。自分の論文のデータを使う場合ですら許可の有無を考慮しなければならないのですから、他の研究者の図表を責任著者や出版社の許可を取らないで総説などに掲載するのはトラブルを起こす元になりますので注意が必要です。

著作権については web サイト"Ｃ＿Permission　学術分野の転載許諾　医薬プロモーション資材の著作権コンサルティング"は参考になります。詳しくは下記サイトをご参照ください。

http://www.kwire.sakura.ne.jp/c_permission/2008/07/post-19.html

知財について知らなかったという言い訳がだんだん通用しなくなっています。センターでは、研究者の皆様に知財について知っていただくために知財セミナーを開催しています。気軽に参加してください。

知財室では発明相談を行っています。“出願することができる発明であるか”どうかの相談です。これは早ければ早いほど良いのですが、アイデアの段階ではちょっと早すぎる場合もあります。

医学研究では一般的に、仮説を立てて、実験をし、その仮説の証明のキーになるデータが出て、その結果をサポートするデータが出始めたときにどういう形にまとめようか（論文にしようか）と考えることが多いと思います。このぐらいの時期に相談してもらうのが丁度良いと思います。特許と論文はその目的が異なります。単純に云えば、特許は、既存の技術より新規で進歩していて“社会的な、特に経済的な利益を生み出すか”ということが、科学論文は科学的に新規であることが評価対象になります。著名な雑誌に掲載されるかもしれない研究データが、必ずしも特許出願対象にならないことがあるのです。社会・経済的な意味づけが不明な、純粋に科学的なデータであればあるほど特許になりにくいと云ってもよいかもしれません。逆な言い方をすれば、科学論文としてはそれほど評価されないデータでも、これは商品化されたら売れそうだと想像がつくような結果であれば特許化しやすいと云うことです。このような時には案外多くの研究者が似たような結果を出していることが多いので、特許化しようとする場合、先行文献調査をして、その結果が本当に新規であるか、似た内容の特許が出ていないか確認が必要なのです。先行技術に対して抵触しないような出願内容にするためには、今後どういう方向でどのようなデータが必要かを検討してから研究を進めた方が効率的ですし、出願までの時間が短縮できます。また学会発表のタイミングを考慮することも可能になります。一度学会で発表してしまうと新規性を喪失してしまいます。３０条適用をするにしても欧州では認められませんから発表前に出願してしまうことが重要になります。

アイデアの段階では早すぎる場合もありますが、特許出願へ向けた研究戦略などのご相談にも応じておりますので、是非一度、知財室の石埜か、一瀬に相談してください。

☆編集後記

本年最初のセンターメールマガジン１３号をお届けします。年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか？本年もセンター通信ともどもメールマガジンをよろしくお願い致します。(IN)

==========

附属産学・地域連携センターメールマガジン

編集　一瀬信敏

発行 札幌医科大学附属産学・地域連携センター

URL http://web.sapmed.ac.jp/ircc/index.html

メール　renkei@sapmed.ac.jp

ichise@sapmed.ac.jp　（一瀬）